

日本外交文書

滿州事變 第三卷

外務省

序

近代日本の対外関係の展開を示す基本史料である「日本外交文書」は、外務省において昭和十一年に明治元年の第一巻を編さん以來、現在では大正十一年まで計一三五巻を出版するに至った。

さらに当史料館では、一般の要望に応えるため、大正期と並行して昭和期の外交文書を公刊すべく鋭意準備を進めてきたが、このたび「満州事変」に関する外交文書を発刊する運びとなった。満州事変は、日本外交史上のみならず、国際政治の上でも重大な転換期を画し、昭和期外交文書の嚆矢を飾るに相応しい歴史的意義をもつものと認められる。

激動の時代と称せられる昭和期日本の対外政策とこれをめぐる国際環境について、本書が正確な史実を提供し、内外の外交問題研究者の研究に資するとともに、今後のわが国外交政策の樹立にあたって何らかの寄与をなし得れば幸いである。

昭和五十二年三月

外務省外交史料館長

例言

一、本書に収録された文書は、原則として外務省所蔵記録で、編さんにあたって原文の改変、削除、簡略化等は行われていない。ただ、明らかな誤字などは訂正し、漢字はなるべく当用漢字を使用した。

二、満州事変関係の外務省記録は焼失したものが多く、本省への来電、来信については相当程度「写」により復原し得たが、本省よりの往電、往信は復原がきわめて困難であった。重要な往電、往信で採録されていないものが多いのはこの理由による。

三、(イ)文書はそれぞれの事項のもとに暦日順に配列し、事項かぎりの文書番号を付した。

(ロ)発電日付不明のものは、着電の日付で採録し、表題においては、8月(21)日とカッコを付して區別した。

(ハ)表題の発電者あるいは受電者の上に※を付してあるのは、該発電者あるいは受電者が名義上のものであることを表示する。

※在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛

(ニ)本文中右肩にある(1)(2)(3)等の記号は、同一番号の電報が何回かに分割の上発電されたことを示すものである。

………帰還後当地ノ状況ヲ見ルニ………

(ホ)表題の発・受信者は初出の場合にかぎり姓名を表示し、次回よりは姓のみにとどめた。

在ハルビン大橋(忠一)総領事より
幣原(喜重郎)外務大臣宛

(ノ)本文中の来往電、来往信番号右側の注、例えば(二二〇文書)(三十三〇四文書)(二一八一八二〇文書)は、それぞれ(本巻、同事項、二二〇文書)(本巻、事項三、三〇四文書)(第一巻、事項八、八一〇文書)を略したものである。

四、各巻ごとに全採録文書の日付順索引を付した。本巻は昭和七年十月一日より昭和八年六月二十日までの文書を採録している。

満州事変 第三巻

目次

- 一 国際連盟における日中紛争審議状況
ならびに列国との交渉……………一
- 二 国民政府との交渉……………六二三
- 三 中国各地における排日状況……………七三八
- 四 塘沽停戦協定の成立……………八二二

付録 満州事変 第三巻 日付順索引